

平成20年度 林野庁関係予算概算要求の概要

1. 総括表

平成19年8月

区分	平成19年度 予算額	平成20年度 要求・要望額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	292,342	344,664	117.9
一般公共事業費	282,368	334,690	118.5
治山事業費	112,012	132,772	118.5
森林整備事業費	170,356	201,918	118.5
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非公共事業費	102,359	117,520	114.8
義務的経費	61,377	61,434	100.1
その他経費	40,982	56,086	136.9
総計	394,701	462,184	117.1

(注) 上記のほか、地域再生基盤強化交付金要望額を内閣府に計上。

2. 特別枠(再掲)

重点施策推進要望額の概要

項目	要望額(億円)
地域活性化	地域材生産・物流拠点整備支援対策
	山村再生総合対策事業
	里山エリア再生交付金(公共)
環境立国	森林環境保全整備事業(公共)
生活の安全・安心	治山事業(復旧治山、予防治山)(公共)
	計

平成20年度林野庁予算概算要求の重点事項

未来に向けた「美しい森林づくり」の推進と
国産材の復活のため、以下の予算を要求。

平成20年度概算要求額（平成19年度予算額）

462,184(394,701)百万円

うち林野一般公共事業

334,690(282,368)百万円

注：上記のほか、地域再生基盤強化交付金要望額を
内閣府に計上。

I 国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に向け多角的な森林整備の推進

【森林整備事業・治山事業 3,347(2,824)億円の内数】

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 17(11)億円の内数】

【花粉発生源対策プロジェクト 32(0.8)億円の内数】

対策のポイント

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承のために、「美しい森林づくり」を推進します。

その内容は、総合的な間伐推進のための「美しい森林づくり」促進対策、美しい森林づくり推進国民運動の展開、花粉発生源対策などです。

(我が国の森林・林業の現状)

- 森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級(10齢級以上)の森林が約150万ha(45%)。
- 私有林の4分の1を不在村森林所有者が所有(327万ha)。
- 平成17年の木材の自給率が7年ぶりに2割台に回復。

政策目標

- 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間(2008年から2012年)における
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

<内容>

1. 「美しい森林づくり」推進総合対策

(1) 「美しい森林づくり」促進対策

森林所有者の負担、地方財政事情など森林整備を巡る情勢に対処し、また、人工林の資源内容の変化等に対応するため、制度の充実を図るなど、総合的な取組を開展します。

充実内容 1 高齢級森林の利用間伐を進めます。

10歳級以上（46年生以上）の森林の間伐について、民間資金の活用、事後精算という全く新しい方式で助成します。

間伐実施者が、短期資金を民間金融機関から借り入れる際に、これに要する利子を国が全額負担します。返済は間伐による収入で行い、間伐実施により損失が発生した場合は、損失額の2/3（間伐経費の1/2以内）を国が補填します。間伐実施者はリスク軽減により意欲的な事業実施が可能となります。

高齢級森林整備促進特別対策事業 1,000(0) 百万円

補助率：定額、1/2

事業実施主体：都道府県協議会

充実内容 2 7～9歳級の間伐への補助を本格的に実施します。

人工林の高齢級化に対応して、以下のとおり補助対象を拡充し、団地的な森林整備を推進します。

- ① 8、9歳級（36～45年生）の割合が多い団地の間伐を実施します。
- ② 7歳級の間伐は、水源かん養や山地災害防止などの機能の程度にかかわらず補助の対象とします。

育成林整備事業等（公共） 44,074(35,065) 百万円の内数

補助率：3/10

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容 3 現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を行います。

国から市町村に交付金を直接交付する仕組みを創設します。

間伐、耕作放棄地等への植林、非皆伐施業などに取り組むとともに、地域提案枠（事業費の2割）を活用した事業を実施することができます。

美しい森林づくり基盤整備交付金（公共） 1,000(0) 百万円

補助率：定額（1/2相当）

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容4 定額助成方式による森林整備を引き続き実施します。

自治体や森林組合等が、集約化等の取組を行いつつ、森林所有者等の自己負担を軽減することができるよう、定額助成方式の間伐を推進します。

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）

2,169(1,971)百万円

補助率：定額

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容5 森林整備法人等による「非皆伐施業」を推進します。

間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換に地域一体で取り組めるよう、合意形成、分収林契約の変更、協定締結等の取組を支援します。

「美しい森林」共同整備特別対策事業 700(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県協議会

充実内容6 水土保全機能の低下した保安林を整備するため治山事業を充実します。

過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能や山地災害防止機能を回復するため、健全な成長促進を図る森林整備の対象齢級を引き上げ、また、えん堤等の治山施設の整備と併せて行う森林整備の制度を導入します。

保育事業、復旧治山事業等（公共）

75,228(59,533)百万円の内数

補助率：1／2、1／3等

事業実施主体：国、都道府県

充実内容7 路網の整備、間伐材の利用促進等を進めます。

低コスト作業システムに対応した路網整備を計画的に行うとともに、林業用機械の整備、間伐材の用途開拓等により間伐実施の条件を整えます。

【林道改良統合補助事業（公共） 689(550)百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 11,681(9,756)百万円の内数】

【間伐・間伐材利用推進プロジェクト事業 60(0)百万円】

充実内容8 利用間伐を推進する融資制度を創設します。

利用間伐に係る計画を策定し、これに基づき利用間伐を推進する者（林業を営む個人、法人等）に対する資金を創設します。

【金融措置要望（財務省）】

充実内容9 地方財政措置を充実します。

森林整備事業を円滑に進めるため、地方負担分についての財政措置を充実します。

【地方財政措置要望（総務省）】

充実内容10

効率的な森林整備が可能な担い手を確保します。

低コスト作業等に必要な技術を有する人材の育成・定着、森林組合等の林業事業体における「森林施業プランナー」の養成の加速化、高性能林業機械のリースによる導入を支援し、低コストで効率的な森林整備を担う林業就業者、林業事業体を確保します。

【緑の雇用担い手対策事業 6,700(6,700)百万円】

【施業集約化・供給情報集積事業 621(559)百万円】

【がんばれ！地域林業サポート事業 270(0)百万円】

(2) 美しい森林づくり推進国民運動の展開**別紙1**

美しい森林づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ります。

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1,747(1,118)百万円の内数】

(3) 森林病虫害対策の推進

松くい虫被害の北上阻止のための防除対策やトキの野生復帰に向けた松林の保全対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の効果的な防除手法を開発します。

【森林害虫駆除事業委託 151(151)百万円】

【営巣木等保全整備事業 41(41)百万円】

【ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化調査 10(0)百万円】

2. 花粉発生源対策の推進**別紙2**

花粉症対策品種の開発、苗木の生産量の増大に向けた供給体制の整備を図ります。また、少花粉品種への更新・広葉樹林等への誘導を重点的に促進します。

【花粉発生源対策プロジェクト 3,173(78)百万円の内数】

3. 緑資源幹線林道事業の廃止と新たな交付金の創設

緑資源幹線林道事業について、独立行政法人の事業としては廃止し、平成20年度からは、残区間を対象に地方公共団体等が実施する奥地森林地域における路網の骨格となる「山のみち」の整備に対して助成を行い、地域活性化を推進します。

〔 山のみち地域づくり交付金等（公共） 8,000(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 〕

〔担当課：林野庁計画課 (03-3501-3842(直))〕

美しい森林づくり推進国民運動の展開

対策のポイント

美しい森林づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ります。このために必要な活動やPRなどの経費について、民間の運動を支援していきます。

- ・「美しい森林づくり推進国民運動」とは、本年2月の美しい森林づくりのための関係閣僚による会合で合意され、幅広い国民の理解と協力を得て、以下の政策目標を推進するための運動です。
- ・本年6月1日には、民間主導で「美しい森林づくり全国推進会議」（代表：出井伸之（株）クオントムリープ代表取締役）が設置されています。
- ・この運動は、かけがえのない日本の国土を守り、美しい森林を子孫に伝えていくものです。
- ・このため、企業、NPO、森林所有者、都市住民等幅広い主体の参画を進めます。

政策目標

以下の事項を目標として、取組を推進します。

- 毎年55万ha、6年間で330万haの間伐により間伐対象森林の8割を「美しい森林」にします。
- 100年先を見据えた広葉樹林化等多様で美しい森林づくりを推進します。

<内容>

1. 国民一般、企業、NPOを対象とした取組

- (1) 緑化行事の開催や「美しい森林づくり推進国民運動」の展開による国民への普及啓発、企業等の森林づくり活動への参加を促進するための環境整備等を推進します。

地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 475（169）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

- (2) 我が国の世界遺産候補地における森林の世界的な価値の保全・向上のため、森林生態系の新たな保全管理手法の開発等を実施します。

「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業 40（0）百万円

事業実施主体：民間団体

- (3) 原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林を維持・保全する保護林の設定の推進を図ります。

保護林拡充緊急対策事業 31（0）百万円

事業実施主体：国

(4) 高い指導力を持つ人材の育成や森林・林業に対する理解を深めるためのプログラム作りなどを通じて森林環境教育を推進します。

森林環境教育推進総合対策事業 14 (14) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 地域の森林づくりの推進役となる森林所有者等を対象とした取組

(1) 地域の林業をビジネスとして展開する経営感覚に優れた森林所有者の養成や、故郷に回帰する団塊の世代等を対象とした所有森林の経営・管理のための支援、林業後継者等に対する林業体験学習等を通じた普及・啓発活動等を実施します。

林業後継者活動支援事業 108 (97) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 林業経営に意欲的な森林所有者で組織する林業グループ等による施業実施の働きかけに対して支援します。

吸收源対策森林施業推進活動緊急支援事業 96 (96) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(3) 森林所有者、市町村、地域住民等を構成員とする協議会を設置し、協議会が行う多様な森林づくりのための計画の策定や、これに基づく森林の管理・保全などの取組に対して支援します。

地域住民等との協働による美しい森林づくり推進事業 20 (0) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

3. 不在村森林所有者を対象とした取組

(1) 森林吸収量確保に向けて、未整備森林を対象に森林整備を進める必要があるため、森林整備に関心の薄い不在村森林所有者への効果的・効率的な働きかけを推進します。

森林吸収量確保のための不在村森林所有者対策 99 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体

(2) 都道府県庁所在地等における「ふるさと森林会議」の開催に加え、司法書士団体と森林組合系統との連携を通じた都市部在住の不在村森林所有者への森林施業の働きかけの強化等により施業の集約化を図り森林整備を推進します。

施業集約化・供給情報集積事業 621 (559) 百万円の内数
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

4. 間伐・間伐材等利用の推進

(1) 地域材利用の意義を訴える木づかいキャンペーン活動や、企業の調達を促進するための普及啓発活動、木材利用に関する教育活動（木育）等を推進します。

[日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業 182(182) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体]

(2) 間伐・間伐材利用の推進のため、間伐材の用途開拓、環境貢献ビジネスモデルの構築等の推進、間伐・間伐材利用コンクールを実施します。

[間伐・間伐材利用推進プロジェクト事業 60(0) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体]

花粉発生源対策プロジェクトの推進

対策のポイント

スギ花粉発生源対策を飛躍的に加速化させます。
このため、スギ花粉の少ない森林への転換等を重点的に促進します。また、少花粉スギ等の苗木の供給量を大幅に増大します。

- ・スギ花粉症の罹患率は総人口の10%を超えると推計されています。
- ・これまでに開発された少花粉スギ品種は121品種、無花粉スギ品種は1品種です。
- ・少花粉スギ苗木の供給量は、9万本（17年）でスギ苗木全体（約1,500万本）の僅か0.6%に過ぎません。
- ・全国のスギ人工林面積は約450万ha。最近のスギ造林面積は年に約6,000ha程度で、全国のスギ林の更新を図った場合には、現在の苗木の供給体制では700年以上が必要です。

政策目標

- 首都圏等へのスギ花粉の飛散に強く影響を与えると推定されるスギ林について、少花粉スギ林等への転換を進め、10年間でおおむね5割減少させます。
- 少花粉スギ等の苗木の供給量を10年後（平成29年）にはおおむね1,000万本に増大します。（これまでの目標は、平成28年に100万本）

<内容>

1. 無花粉スギ品種等の開発

(1) 無花粉スギと精英樹の人工交配による新品種の開発と花粉症対策苗木の早期・大量生産技術の開発を進めます。

〔 花粉症対策品種開発促進事業 30(0) 百万円
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 無花粉スギに関する遺伝的特性を解明し、また、遺伝子組換えによる花粉発生制御技術の開発を進めます。

【(独) 森林総合研究所運営費交付金 10,211(10,317) 百万円の内数】

【遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発 100(0) 百万円】

2. 花粉症対策苗木の生産供給体制の整備

(1) 花粉症対策苗木の増産に不可欠なミニチュア採種園等の整備を推進します。また、花粉症対策品種間の人工交配を行い、花粉症対策苗木の増産を進めます。

〔 ミニチュア採種園等緊急整備事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）43(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県 〕

(2) 花粉症対策苗木の供給量の増大を図るため、新たな挿し木生産（マイクロカッティング）の導入に必要な条件整備を進めます。

〔 広域連携優良苗木確保対策のうちマイクロカッティング生産促進事業 30(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

(3) 無花粉スギ等を短期間で普及させるため、組織培養により増殖等を行い、都道府県に対し、無花粉スギ等の苗木を供給します。

〔 抵抗性品種等緊急対策事業 48(48) 百万円の内数
事業実施主体：民間団体 〕

3. 花粉発生抑制のための林種転換等の促進

(1) 首都圏等へのスギ花粉飛散量が多いと推定される発生源地域を対象に少花粉スギ林や広葉樹林等への転換を促進するとともに、少花粉スギ苗木の着実な増産を図ります。

〔 花粉症対策林整備資金造成事業 2,646(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 花粉症対策苗木の安定的な確保、少花粉スギ林等への林種転換を円滑に誘導するための協議会の開催、森林所有者への普及・啓発、実施箇所の調査等の活動を推進します。

〔 花粉症対策林整備推進事業 81(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

(3) 都市部を対象に、スギ花粉が多く飛散している発生源地域を推定する手法を用いて調査を実施し、花粉発生源対策の重点化を図ります。

【スギ花粉発生源調査事業 30(30) 百万円】
【スギ花粉発生源マップ作成事業 15(0) 百万円】

(4) 都市周辺のスギ人工林等において、広葉樹林や針広混交林へ誘導するための抜き伐り、雄花の多いスギ林分の間伐等を推進します。

〔 森林環境保全整備事業等（公共） 84,207(71,729) 百万円の内数
補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 〕

4. 国民参加による花粉発生源対策の推進

(1) 花粉発生源対策により伐採された木材の有効利用を図るため、単板製造施設、ラミナ製造施設等をリースにより導入する場合のリース料の一部を助成します。

〔 木材供給高度化設備リース促進事業 234百万円のうち150(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 都市住民等による花粉症対策に効果的な森林づくり活動を支援します。

〔 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 475(169) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

II 森林資源の利活用による地域の新たなビジネスの創出

【森林資源利活用新産業創出対策 24(0.5)億円】

対策のポイント

森林や山村の地域資源を利活用した地域の新たなビジネスを創出することにより、林業・木材産業の再生と適切な森林整備、地域の活性化を図ります。

(木質資源利用の可能性)

- ・林地残材や製材工場残材など木質資源の年間発生量は3,120万m³（推計）。
- ・うち、熱エネルギー等としての利用量1,840万m³、未利用量1,280万m³（41%）。林地残材の発生量860万m³（推計）のほとんどが未利用。
- ・2030年頃までに達成すべき生産目標である国産バイオ燃料600万kLのうち、木質系からの生産可能量は200万kLから220万kLと試算（国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表）。
- ・プラスチックの生産量は1,400万t。バイオプラスチックの生産量は8.7万t（推計）。

政策目標

10年後に2,000億円規模のビジネスを創出

<内容>

1. 未利用木質資源を利用した新たな産業の創出への支援

地域の供給者と需要者が一体となって行う林地残材等の未利用木質資源を利用する取組への支援や、先進的な技術を活用した木質からのエネルギー、マテリアルの製造システムを構築すること等により、新たなビジネスを創出し、地域を活性化します。

- ① 林地残材等利用計画の策定と評価、新たなビジネスモデルの構築
- ② 未利用森林資源活用のための、エネルギーやマテリアル利用に向けた製造システムの構築
- ③ 導入促進に向けたボイラー利用機器等の改良及び木質ペレットの安全性や燃焼効率等の調査

未利用木質資源利用地域再生ニュービジネス創出支援事業

1,980(0)百万円

事業実施主体：民間団体等

2. 森林・山村資源を活用した新たな産業づくり

森林やこれに関連する自然的・文化的資源及び広葉樹、竹などの資材を幅広く活用した新たな産業の創出等を支援し、山村を活性化します。

【山村再生総合対策事業 300(0)百万円】

【特用林産物消費・流通総合支援対策事業 80(51)百万円】

3. 間伐・間伐材利用の推進

間伐・間伐材利用の推進のため、間伐材の用途開拓、環境貢献ビジネスモデルの構築等の推進、間伐・間伐材利用コンクールを実施します。

〔間伐・間伐材利用推進プロジェクト事業 60(0)百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体〕

[担当課：林野庁木材利用課 (03-6744-2296(直))]

III 木材の加工流通体制の整備と林業生産コスト削減による国産材の競争力の向上

【国産材の競争力の強化 164(159)億円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 117(98)億円の内数】

対策のポイント

林業再生の担い手の育成や森林組合等の林業事業体の活性化の支援を通じて、林業生産コストを削減し、国産材の安定供給体制を確立します。また、製材品の品質向上や物流効率化の支援等を通じて、高品質製品生産体制の確立と流通の改革、国産材の利用拡大を進めます。これらにより、国産材の競争力の向上を図ります。

(我が国の素材生産の労働生産性)

- 我が国の素材生産の労働生産性は全国平均で4.7m³/人日だが、低コスト作業システム（作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システム）を採用し、8.0m³/人日の生産性をあげている事業体も存在。

(我が国の木材利用)

- 平成17年の木材の自給率が7年ぶりに2割台に回復。
- 平成18年の建築基準法改正等により、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり。
- 木造住宅の構造材に使用される国産材のシェアは、梁・桁では1割弱、柱は約5割どまり。

政策目標

森林施業の集約化に取り組む森林組合の拡大

森林組合員所有森林面積の約4割(19年)→約8割(21年)

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大

1,700万m³(16年) → 2,300万m³(27年)

<内容>

1. 林業再生の担い手の支援と地域の活性化

(1) 多様な技術を有する人材の育成・定着の促進

「緑の雇用」を拡充し、低コスト施業等に必要な技術の向上に向けた取組に対して支援することにより、多様な技術を有する人材の育成・定着を促進します。

緑の雇用担い手対策事業 6,700(6,700)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 提案型集約化施業の推進と不在村森林所有者への働きかけの強化

森林組合等の林業事業体における「森林施業プランナー」の養成の加速化を支援し、森林所有者への積極的な提案により集約化した施業の安定的な受託を推進します。また、司法書士団体と森林組合系統との連携による都市部在住の不在村森林所有者への森林施業の働きかけを強化します。

〔 施業集約化・供給情報集積事業 621(559) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体 〕

(3) 地域のニーズへのよりきめ細かな対応

森林づくり交付金と強い林業・木材産業づくり交付金の一体化、本交付金を国から市町村に直接交付する仕組みの導入により、地域のニーズによりきめ細かく対応した取組を支援します。

〔 森林・林業・木材産業づくり交付金 11, 681(9, 756) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等 〕

2. 低コスト作業システムの普及・定着の促進と低コスト育林システムの構築

路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着を図るため、高性能林業機械のリースによる導入を支援します。また、苗木の運搬から造林、間伐に至るまでの作業工程の低コスト化を図るため、育林システムを構築します。

【がんばれ！地域林業サポート事業 270(0) 百万円】

【低コスト育林システム構築事業 37(0) 百万円】

3. 森林情報の収集などの地域活動への支援

意欲ある林業事業体等による森林施業計画の作成を促進するため、森林施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」を支援します。

さらに、森林施業計画作成後は、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」を支援します。

〔 森林整備地域活動支援交付金 7, 453(7, 453) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体 〕

4. 大規模産地と大規模加工施設を直結した新生産システムの着実な実施

全国11のモデル地域において、地域材の需要拡大と林業の再生を図るモデルを構築する「新生産システム」の着実な実施を図ります。

具体的には、施業の集約化を通じた安定的な原木供給を通じ、川上・川下の事業者が一体となって低コスト・大ロットの安定的な木材供給体制を確立します。

新生産システム推進対策事業	964（964）百万円
補助率：定額、1／2	
事業実施主体：民間団体	

5. 品質向上と流通効率化による木材産業の競争力強化

乾燥度合いや寸法精度等の品質管理の徹底による高品質製品の生産体制整備と邸別配送に対応した物流拠点の整備による流通の改革を進め、地域材利用量の増大を図ります。

地域材生産・物流拠点整備支援対策	895（0）百万円
補助率：定額、1／2	
事業実施主体：民間団体等	

6. 住宅分野における地域材利用の推進

住宅分野における地域材の利用を拡大するため、住宅の構造材における地域材の新たな利用技術の開発や、森林所有者、製材工場、工務店などの連携による地域材を活用した家づくりの普及を図ります。

住宅分野への地域材供給支援事業	266（209）百万円
補助率：定額、1／2	
事業実施主体：民間団体	

[担当課：林野庁経営課（03-3501-3810（直））]

IV 流域保全のための効率的かつ総合的な国土保全対策の推進 ～ 大規模山地災害総合対策 ～

【治山事業 1,328（1,120）億円】

対策のポイント

大規模災害に備えるため、既存の施設や森林等を活用する形で効率的に山地防災力を強化します。また、危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策とも一体となって、総合的な治山対策を推進します。

(我が国の山地災害の発生状況等)

- ・「非常に激しい雨（1時間降水量50mm以上）」のアメダス100地点当たり年間発生回数
16.6回（昭和51年～昭和60年平均） → 21.8回（平成8年～平成17年平均）
(気象庁資料より)
- ・山地災害危険地区数 約23万6千箇所（平成17年度末）
- ・山地災害発生箇所数 約3,300箇所（平成18年）
- ・強い降雨現象は頻度が増す可能性が非常に高く、洪水リスクを増加させる
「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表）」より抜粋

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された
集落数を平成20年度末までに4,000集落増加
約4万8千集落（15年度） → 約5万2千集落（20年度）

<内容>

1. 既存施設の機能強化の推進

山地災害の危険性の高い地区において、既存の治山施設の防災機能を強化することにより、大規模な崩壊や土石流等の山地災害による被害を効果的・効率的に防止・軽減します。
治山施設機能強化事業（公共） 1,600(0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 火山防災林の整備の推進

火山山麓部の森林地帯において、泥流等の流出抑制を図る緩衝帯としての機能を発揮させるための森林の整備や、泥流等を安全に下流に誘導する土壠の設置等を総合的に実施し、火山活動による被害を防止・軽減します。

土砂流出防止林造成事業等（公共） 1,162(645) 百万円の内数
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

3. 流域全体を対象とした治山対策の推進

国有林と民有林とが連携して一体的な整備を行う特定流域総合治山事業等により、流域全体を対象とした治山対策を推進し、大規模な山地災害の復旧等を効果的・効率的に進めます。

[特定流域総合治山事業等（公共） 71,285 (57,988) 百万円の内数
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県]

4. 山地災害危険地区情報の再整備

山地災害危険地区の再点検の結果を活用し、山地災害危険地区に関する情報を地域住民等へ提供することにより、迅速な避難を助長し、大規模な山地災害による被害を軽減します。

[森林・林業・木材産業づくり交付金 11,681 (9,756) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県]

5. 森林管理局による迅速・円滑な支援の実施

大規模山地災害発生時における被害箇所の調査や、災害復旧対策についての助言を行う専門家の派遣など、森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施します。

6. 直轄地すべり防止事業の新規着手

大規模な地すべりによる災害を防止するため、新たに、徳島県那賀郡那賀町阿津江の民有林において、直轄地すべり防止事業に着手します。

[担当課：林野庁治山課 (03-6744-2307 (直))]

V 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進

【違法伐採総合対策推進事業等 1. 6 (1. 5) 億円】

【国際林業協力事業等 3. 7 (3. 6) 億円】

【国際機関への拠出金 2. 0 (2. 0) 億円】

対策のポイント

国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するため、地球規模の課題である違法伐採対策及び森林の減少・劣化対策に取り組みます。

(森林・林業の国際的動向)

- ・インドネシアで生産される木材の50%以上が違法伐採であるとの報告（英・インドネシア政府の共同調査1999年）。
- ・世界の森林は、2000年から2005年にかけて、日本の国土の2割に相当する年平均730万haの純減（FAO「世界森林資源評価2005」）。
- ・森林減少・劣化により発生する温室効果ガスは、総排出の2割を占めると言われており、地球温暖化防止の観点から極めて重要な課題。
- ・2008年のG8サミット（我が国主催）において、温暖化対策及び違法伐採対策において国際イニシアチブを主導することが重要。

政策目標

- 木材トレーサビリティ技術を活用した木材生産国における違法伐採対策を実現
- 森林減少・劣化防止に向けた技術を開発し、事業対象国における持続可能な森林経営を支援

<内容>

1. 違法伐採対策の推進

2次元バーコードによる木材トレーサビリティ技術の現地実証を行い、木材生産国において早急な対策が求められている違法伐採問題への取組を推進します。

木材追跡システム実証事業 32 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 森林減少・劣化対策の推進

衛星画像等によって途上国の森林資源動態の要因分析や経年変化を把握できるモデルの開発を行います。また、技術移転や、途上国での人材育成を通じて、森林減少・劣化問題に取り組みます。

熱帯林資源動態把握支援事業 40 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁計画課 (03-3591-8449 (直))]

VI 国有林野の管理経営の適切かつ効率的な推進

【事業施設費	844 (686) 億円】
【公益林等保全管理費	314 (319) 億円】
【利子補給	224 (219) 億円】

対策のポイント

公益的機能の維持増進を旨として地球温暖化防止等の課題に積極的に取り組みつつ、国有林野を適切かつ効率的に管理経営するため、必要な経費について一般会計より繰り入れます。

(国有林野の現状)

- ・我が国森林面積の約3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に広く分布しており、その約9割が保安林に指定されているなど公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。
- ・国有林野は、白神、屋久島、知床といった世界自然遺産のほとんどを占めており、こうした原生的な天然生林等について、保護林850箇所68万haを設定。
- ・また、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため保護林相互を連結した「緑の回廊」については、22箇所42万haを設定(平成18年4月1日現在)。

政策目標

公益的機能の維持増進を旨とした効率的かつ着実な森林の整備・保全等を推進

<内容>

1. 森林の公益的機能の維持増進

京都議定書の森林吸収目標達成を図るため、国有林野事業としても間伐等の森林整備を集中的に実施し、地球温暖化の防止とともに、美しい森林づくりを推進します。
【森林整備の推進(事業施設費) 84,433 (68,636) 百万円】

2. 世界遺産の保全

世界遺産にふさわしい森林の保全を推進するため、自然遺産として暫定一覧表記載地域となっている小笠原諸島については、推薦に向けての外来種対策を実施します。また、文化遺産として世界遺産推薦地域及び暫定一覧表記載地域となっている富士山周辺等の森林の保全策を実施します。

【世界遺産保全緊急対策事業 125 (79) 百万円】

3. 生物多様性の保全

生物多様性条約の締約国会議の目標のひとつである、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させることや、生物多様性国家戦略の着実な実施を図るために、新たな保護林の設定を緊急に推進するための取組を実施します。

【保護林拡充緊急対策事業 31 (0) 百万円】

[担当課：林野庁管理課 (03-6744-2315 (直))]

緑資源機構関連予算について

緑資源機構については、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の中間とりまとめを踏まえ、平成19年度限りで廃止するとともに、緑資源幹線林道事業については地方公共団体の補助事業として実施。

水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業については、経過措置法人(森林総合研究所を予定)において実施し、海外農業開発事業(ODA事業)については、公募方式により実施することとし、これらの事業や円滑な承継に必要な経費を措置。

緑 資 源 機 構



19年度限りで組織廃止

緑資源幹線林道事業



独法事業としては廃止

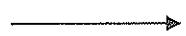
※完了事業に係る債権債務等は、経過措置法人
(森林総合研究所)が承継・管理

※ 地方公共団体の判断により必要な区間について実施できるよう、新たに「山のみち地域づくり交付金」等を創設するとともに、既設道を円滑に移管するために必要な経費等を措置

【山のみち地域づくり交付金等 8,000(0)百万円】

【幹線林道事業移行円滑化対策交付金 706(0)百万円】

水源林造成事業

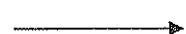


事業の透明性、効率性を確保しつつ、
経過措置法人(森林総合研究所)が実施

※ 奥地水源地域における水源かん養機能の維持増進を図るとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策を着実に推進するため、間伐等を一層促進

【36,586(29,701)百万円】

特定中山間保全整備事業



実施中の事業終了(25年度)で廃止

農林道等について必要な見直しを行い、
経過措置法人(森林総合研究所)が実施

※ 計画の見直し、コスト縮減を図りつつ、事業効果の早期発現を推進

【3,187(2,587)百万円】

農用地総合整備事業



実施中の事業終了(24年度)で廃止

経過措置法人(森林総合研究所)が実施

※ 着実な事業終了に向け、適切に実施

【10,054(13,788)百万円】

海外農業開発事業



ODA事業については、効果的・効率的な実施
を徹底しつつ、公募方式により実施

【494(494)百万円】

[注:緑資源機構の海外農業開発関連業務の承継先と
しては国際農林水産業研究センターとする予定。]

未来に向かた「美しい森林づくり」の推進と国産材の復活

国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に 向け多角的な森林整備の推進

○「美しい森林づくり」促進対策

京都市議定書第1約束期間(2008年から2012年)における森林吸収目標
1300万炭素トンの達成を図る。

間伐実施が必要な高齢級森林を中心とした多角的な取組を実施

- ・ 高齢級森林整備促進特別対策事業(意欲ある民間事業体による)
利用間伐の推進 10(0)億円
- ・ 美しい森林づくり基盤整備交付金(現場の創意工夫を活かす交付金) 10(0)億円
- ・ 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業(定額助成方式) 22(20)億円
- ・ 「美しい森林」共同整備特別対策事業(森林整備法人等による非
営利事業の推進) 7(0)億円

・ 水土保全機能の低下した保育林を整備

・ 地方負担分についての地方財政措置を充実

・ 水土保全機能の低下した保育林を整備

・ 花粉症対策品種の開発、苗木の
生産量拡大に向けた供給体制の整備

- ・ 少花粉品種への更新・広葉樹
林への誘導を重視的に実施
- ・ 地域活動支援による国民参加の緑づく
り活動推進事業 5(2)億円
- ・ 地域住民等との協働による美しい森
林づくり推進事業 0.2(0)億円
- ・ 森林吸収量確保のための不在村森林
所有者対策 1(0)億円

- ・ 花粉発生源対策の推進
・ 花粉症対策品種の開発、苗木の
生産量拡大に向けた供給体制の整備
- ・ 未利活用木質資源を利用する取組
・ ニュービジネス創出事業 20(0)億円
- ・ 山村再生総合対策事業 3(0)億円
- ・ 特用林産物消費・流通総合支援
対策事業 0.8(0.5)億円

木材の加工流通体制の整備と林業生産コスト削減による国産材の競争力の向上

○「森林施業プランナー」の養成を加速

・ 「緑の雇用」を拡充し、低コスト施業
等の多様な技術を有する人材を育成・
定着

施業集約化・供給情報集積

事業

緑の雇用担い手対策事業

67(67)億円

事業

6.2(5.6)億円

事業

がんばれ！地域林业サポート

事業

2.7(0)億円

事業

9(0)億円

事業

2.7(2.1)億円

事業

0.4(0)億円

森林資源の利活用による地域の新たなビジネスの創出

- ・ 林地残材等の木質資源を利用する取組
や、木質からのエネルギー等の製造システ
ム構築により、新たなビジネスを創出
- ・ 森林やこれに関連する自然的・文化的資
源を活用した新たな産業づくり

未利活用木質資源利用地域再生

ニュービジネス創出事業

20(0)億円

山村再生総合対策事業

3(0)億円

特用林産物消費・流通総合支援 対策事業

0.8(0.5)億円

流域保全のための効率的かつ総合的な 国土保全対策の推進

治山事業

16(0)億円

治山施設機能強化事業

12(6)億円の内数

火山防災林の整備の推進

火山防災林の整備の一体的

な整備

緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会 中間とりまとめ

平成19年7月26日

緑資源機構談合等の再発防止
のための第三者委員会

緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会は、5月18日から7月26日までの間、6回にわたり委員会を開催し、談合の再発防止策を策定するため、緑資源機構・受注法人・林野庁の組織・業務・人事の在り方について検討を行ってきた。

第1回及び第2回委員会で各委員が開陳した意見を踏まえ、第3回委員会（6月15日）で論点・課題について整理し、農林水産省に対して包括的な基本姿勢を示すことを求めた。これを受け第4回委員会（6月26日）に農林水産省としての包括的な基本姿勢が提示された。

また、6月28日から7月11日までの間、国民から意見・情報を募集し検討の参考とした。

これらを踏まえ、農林水産省から提示された包括的な基本姿勢について論議を行い、本委員会としての意見を下記のとおりとりまとめた。

今後は、農林水産省における取組みの進捗状況や本件事案をめぐる事態の変化を見守りつつ、必要に応じて委員会を開催し、審議と助言を行うものとする。

記

1 緑資源機構の組織・業務・人事について

(1) 今回の事案は、発注者側が組織的に継続して談合を主導したとされており、いわゆる官製談合の中でも悪質なものである。このため、当委員会発足後に緑資源機構を廃止するという政策的な決定がなされ、当委員会としては、これを前提として検討を行った。緑資源機構の廃止は、本委員会が下した結論ではないが、天下りと官製談合が常態化していたために廃止以外に改善する方法がないと農林水産省が判断したものと理解する。

なお、複数の委員から、緑資源機構の廃止方針に対する異論が述べられたが、仮に廃止はやむを得ないとしても、地方公共団体への支援措置の充実など事業の円滑な承継に万全を期すべきこと等の意見が出された。

(2) 談合事案として公正取引委員会が告発した内容は、幹線林道事業の調査・コンサルタント業務という限られた分野でのものであるが、本委員会に示された緑資源機構が発注した事業の入札調書を見ると、他の事業についても談合があった可能性は否定できないと考えられる。したがって、農林水産省及び林野庁は緑資源機構の全事業について調査を行って実態を明らかにするとともに、緑資源機構が廃止された後も、これらの事業を継承して実施する法人において再発防止策を講じる必要がある。

(3) なお、一部の委員から、発注者である緑資源機構が談合を主導していたという事態が長年継続されてきたことについて、管理者の責任が問われなければならないとの意見が出された。一方、過去の責任追及は、本委員会の任務ではないとの意見も出された。

2 受注法人の組織・業務・人事について

- (1) 起訴された2公益法人については、公益を害すべき行為を行ったものとして、その設立許可を取り消すことはやむを得ない。また、その他の公益法人についても、税の減免を受ける公益事業として、入札において民間企業と競争する状況は公正な競争という観点からは問題があり、入札対象事業への参加は認められるべきではない。
- (2) 他方、これまで現場においてこれらの公益法人が果たしてきた役割は小さくなく、その能力は今後森林・林業の再生を図る上で有用である。したがって、例えば株式会社などの新しい形で能力や技術が引き継がれていくことが望ましい。これにより、許可取消しとなる法人の職員の雇用が確保され、ひいては地域社会の保全にも資することになる。
- (3) 一部の委員からは、他の公益法人についても、天下りと官製談合を繰り返していた疑いは極めて強く、天下りの行われている組織については、一般競争入札を含む今後の入札に参加する資格を与えない措置をとることが必要であるとの意見が出された。

3 林野庁の組織・業務・人事について

- (1) 林野庁は、その所管に係る緑資源機構において本件事案のような事態が継続されていたことを深く反省し、林野庁職員の意識改革やチェック機能の強化に万全を期すことが必要である。また、林野庁自らが発注した事業についても、内部調査や入札情報の開示などにより、発注の実態を明らかにすべきである。今後においても、一般競争入札への切り替え、入札調書の開示など徹底した情報公開によって、業務の競争性及び透明性を高めることが必要である。
- (2) 事務官・技官にこだわらない人事配置、他省庁や民間企業との人事交流などにより、人事を固定化させないことが、談合を生みやすい閉鎖性の排除のために重要である。

(3) 地球温暖化問題と関連して、森林・林業行政に対する国民の関心と期待が高まっている時期に、今回のような事件が発覚し、国民の信頼が裏切られたことは誠に残念である。

林野庁においては、環境との調和と共生の推進、自然保護団体や地域住民などより幅広い層に開かれた行政の展開、関係予算の合理化・効率化など、政策のあり方を見直し、国民の信頼回復に努めるべきである。

(4) 一部の委員からは、農林水産省及び林野庁は、緑資源機構の所管官庁として、今回の事態に対する調査を踏まえて管理責任を明確にする必要があるとの意見が出された。

4 入札改革と監視の強化について

(1) 発注者側が談合に関与することが特質である官製談合対策としては、受注者側に談合をさせないようにするだけでは足りず、発注者側の役職員の意識改革やコンプライアンスの徹底が重要である。

(2) 農林水産省が包括的な基本姿勢として提示した内容は、これまでの他の機関における談合事案についての再発防止策を踏まえたものと考えられる。特に、事業担当部局から分離して常設の監視機関を整備することは、今回新しい内容であり、評価できる。

(3) 一部の委員からは、次の意見が出された。

① 緑資源機構を舞台にした天下りと官製談合は長きにわたり継続的に行われたものであり、これを根絶するために、天下りの行われている組織については、一般競争入札を含む今後の入札に参加する資格を与えない措置をとることが必要である。

② コンプライアンスの徹底は望ましいことだが、一朝一夕には難しい。より厳しい談合防止策を考えるなら罰則強化が効果的である。そこで、談合の事実が確認されたら、違約金の率の引き上げ、入札参加停止期間の延長、過去も含めた企業の実績評価などに加えて、入札時に企業に連帯保証と連帯責任を確約させるとともに、また、不正を憎み内部告発が（従業員の行動として）正常と受け容れられる環境の醸成に努めが必要である。

「論点・課題の整理について」を踏まえた 農林水産省の包括的な基本姿勢

I 緑資源機構の組織・業務

[基本的な考え方]

今回の緑資源機構をめぐる官製談合事件については、発注者側が組織的に、また、長期間にわたって反復継続して一連の談合を主導していた極めて悪質な官製談合である疑いが強い。また、それを組織として自らチェックすることができず、元理事及び幹部が起訴されるなど、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招いた。

これらを総合的に勘案した場合に、このような組織を引き続き、重要な政策を担う機関として位置付けて存続させ、更生の機会を与えることは、国民の信頼を更に損なうものであると判断される。

このため、独立行政法人緑資源機構については、本年度限りで廃止することとする。

緑資源機構の各事業については、それぞれについて個別に必要性を検討し、その取扱いを判断することとする。

また、事業の取扱いが変更となる林道事業や農用地事業に従事する機構職員については、残事業において活用するなどして、その知識・経験が生かされるよう配慮することを検討していく。

[措置の内容]

1 緑資源機構については、平成19年度限りで廃止する。

2 廃止後の事業については、次の方針で見直す。

① 緑資源幹線林道事業

本事業は、極めて悪質な官製談合が行われていたとされる事業であり、この事業を継続することは国民の信頼を更に損なうことになることから、機構の廃止とともに、独立行政法人が行う事業としては廃止することとする。

他方で、談合とは何ら関わりのない受益者の本事業への期待に配慮するためにも、また、これまでの投資が無駄にならないためにも必要な区間については、新しい仕組みに切り替えて事業を実施する途を残しておくことが必要であると判断される。

このため、本事業については、実施主体を地方公共団体に移管した上で、区間ごとに必要性を検証しながら、補助事業として実施することとする。

② 水源林造成事業

本事業は、国民生活に関連の深い奥地水源地域等の民有林の保安林において、森林所有者が要する費用の一部を補助するのみでは進み難い森林の造成を行う事業である。

また、京都議定書の森林吸収源対策の確実な実施を図るためにも必要不可欠な政策手段である。

したがって、事業の透明性・効率性の確保を徹底しつつ、他の法人へ事業を継承することとする。

③ 特定中山間保全整備事業

本事業は、森林及び農用地を一体的に整備することにより、農林業の持続的な生産活動を促進し、公益的機能の維持増進を図るものであるが、緑資源機構の廃止により農林一体の整備を担う組織がなくなることから、現在実施中の3区域の完了をもって事業を廃止することとする。

なお、実施中の3区域については、地域の要請に基づき、事業計画や負担金について受益農家等の同意を得て実施しており、残年数も限られていることから、必要な見直しを行った上で、他の法人に継承して実施することとする。

④ 農用地総合整備事業

本事業は、既に新規採択を行っておらず、規制改革会議の答申等も踏まえて、現在実施中の6区域の完了をもって事業を廃止する。

なお、実施中の区域については、他の法人に継承して、早期完了に向けて効率的に実施することとする。

⑤ 海外農業開発事業

本事業は、国内業務で培った技術・知見を活用して、砂漠化防止などの地球環境問題や紛争・自然災害に対する復興支援に貢献するため、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する技術・手法の開発、調査などを行うものである。

地球環境問題や復興支援は、国際社会の大きな課題であり、これらに積極的に対応している我が国としても必要不可欠な政策手段である。

したがって、事業の効果的・効率的な実施を徹底しつつ、他の法人へ事業を継承することとする。

II 緑資源機構（及び承継法人）の人事

[基本的な考え方]

今回談合が発覚した緑資源幹線林道事業に係る測量・建設コンサルタント業務については、特に、公益法人に林野庁及び機構の再就職者が多く在籍していることにかんがみ、その受注先法人について、設立許可の取消し、当該業務からの撤退のほか、再就職の自粛など人事に関しても徹底した措置を講ずる。

また、機構職員が長年にわたって培ってきた知識・経験が活かされるよう、十分配慮する。

[措置の内容]

- 1 現在凍結中の受注先法人への再就職については、引き続き自粛するよう指導する。
- 2 事業部門ごとに固定化されている人事の見直し、民間との人事交流の実施を行うように指導する。
- 3 緑資源幹線林道事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に従事している機構職員については、これまでの知識・経験を生かすことで、
 - ① 効率的な作業路の整備に必要な地質調査、測量業務
 - ② 主伐を行うために必要な収穫調査業務
 - ③ 新たな契約締結や造林事業の完了検査業務
 - ④ その他経理業務等を実施することが可能であり、水源林造成事業の効率的な実施が期待されることから、必要な職員数の受入を検討する。
このほかにも、機構職員について、農林業関係の他法人や民間企業等への受入を検討する。

III 受注法人の組織、業務、人事

[基本的な考え方]

いやしくも公益法人が談合を行ったとして起訴されたことは、あってはならないことである。このことは、民法第71条に定める設立許可の取消し事由である「公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないとき」に該当するものと思料される。

また、公益法人が租税の減免を受けるという制度の下で、民間営利企業と入札で競合することは、公正競争の基盤を成り立たなくさせると同時に、公益法人に係る税制上の優遇措置の趣旨にも反するものと考えられる。

なお、今後、機構（及び承継法人）及び林野庁から発注する事業については、一般競争入札方式により実施されるが、その後も競争入札を健全に運営していくため、再就職のあり方として、

- ① 受注先法人への再就職自粛の継続
- ② 早期退職慣行のは正への取組
- ③ 林野庁退職者が公益法人の長に固定的に就任することを排除
- ④ 機構（及び承継法人）及び林野庁における談合防止策の徹底、特に再就職者が存在する法人の受注状況について定期的な調査・公表といった措置を講ずることが必要である。

[措置の内容]

1 組織について

- ① 起訴された(財)森公弘済会及び(財)林業土木コンサルタントについては、設立許可の取消しを行う。
- ② なお、その他の受注公益法人についても、測量・建設コンサルタント業務からの撤退又は自主解散のいずれかを選択するよう指導する。

2 業務について

- ① 受注公益法人については、測量・建設コンサルタント業務について、今後一切行わないよう指導する。
- ② 林野庁所管の公益法人については、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善を図ることとし、特に、現に民間企業と入札での競争が行われる業務について、公益事業として行うことを認めない。

3 人事について

- ① 緑資源幹線林道に係る地質調査・調査測量設計業務の受注法人(25法人)に対し、緑資源機構及び林野庁退職者を採用しないよう本年4月27日に要請したところであり、これらの法人への緑資源機構及び林野庁退職者の再就職自粛を継続する。
- ② 林野庁所管のその他の公益法人の長について、林野庁退職者が就任することを固定化させない。
- ③ 後述の機構（及び承継法人）及び林野庁における談合防止策を徹底する。特に、再就職者が在籍する法人の受注状況について定期的に調査し公表する措置を継続的に行っていく。

IV 林野庁の組織、業務、人事

[基本的な考え方]

- 1 これまで林野庁が行ってきた機構の指導監督に関しては、談合防止の観点からは、次のような問題点があった。
 - ① 林野庁と機構との打ち合わせの中で、談合防止に関する具体的な協議が行われてこなかった。
 - ② 林野庁において、入札調書、入札監視委員会の議事録、業者の指名の実態、入札に関する情報の公開の状況等入札に関する情報について、十分なチェックを行ってこなかった。
 - ③ 青森事案の発生というチェック機能を強化すべき機会があったにもかかわらず、十分な指導を行ってこなかった。
- 2 このような事態が発生した背景については、次の諸点が考えられる。
 - ① 機構を監督すべき部局において、談合が適切な防止措置を講じなければ身近な世界でも起こりうる問題であるとの意識が不十分であり、日頃から談合防止の観点からの指導監督に意を用いてこなかったのではないか。
 - ② 発注者である機構や受注法人（特に受注公益法人）の役職員に林野庁からの再就職者が多数在籍することが同属意識を生み、監督者と被監督者との間の緊張関係を希薄にし、談合をチェックする機能を働かなくさせていたのではないか。
 - ③ 林野庁からの再就職者が特定の公益法人に偏っているにもかかわらず、いわゆる「天下り」が競争入札の健全な運営を損なうとの基本的認識に立って監視措置を講じてこなかったのではないか。
- 3 以上の反省に立ち、機構（及び承継法人）、受注法人、林野庁のそれぞれについて、組織、事業、人事にわたる徹底的な再発防止策を講じていくこととする。

[措置の内容]

- 1 組織について
 - ① 機構の本年度限りでの廃止に伴い水源林造成事業は、執行の透明性、効率性を徹底しつつ、経過措置法人へ事業を継承し、その後国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐ。
 - ② 行革推進法において平成22年度に検討することとされている国有林野事業の一般会計化、一部独立行政法人化については、一刻も早く経過措置を終了し安定した継承事業の執行体制を確立するため、実施を1年前倒しし、平成22年4月とする。
また、これに併せて林野庁の組織を事業のあり方の見直しに応じて再編することを検討する。
 - ③ 前倒しに際しては、債務処理方策、一般会計との統合のあり方、職員の振り分け・融合を含めた調整等、重要かつ多岐にわたる課題が存在する中、平成21年1月に始まる通常国会に関連法案が提出できるよう、政府部内での検討を加速する。

2 業務について

- (1) 特に機構（及び承継法人）に対する監視強化策として、次の措置を講ずる。
- ① 入札段階における監視については、疑義案件や情報提供案件を対象としてより徹底した調査、審議を行い、入札保留等の措置を弾力的に運用する。
 - ② 事後的なフォローアップについては、入札結果を統計的に分析し、適切な入札や監視体制が機能しているかを定期的にチェックする。（再就職者との関係で特定業者に偏っていなかなどをチェックする。）
 - ③ 組織整備については、上記監視及び分析を効率的・効果的に行うための入札監視体制の整備・強化を図る。その際、本省（本庁）のみならず、地方局においても、監視・分析の確実な実施を図る。
 - ④ これらの取組に加え、入札制度や入札の実施に関し、監督機関及び機構（及び承継法人）の幹部レベルや担当者レベルでの日頃の情報交換を活発化し、お互いの無関心や黙認の防止を図る。

(2) また、林野関係予算については、必要な見直しを行い、森林・林業の再生と山村の活性化等のための新たな施策の展開を図る。

なお、機構への補助金については、各事業の取扱いの変更や、既存事業の計画の見直し等を適切に反映し、平成20年度予算の概算要求を行う。

3 人事について

- ① 緑資源幹線林道に係る地質調査・調査測量設計業務の受注法人（25法人）に対し、緑資源機構及び林野庁退職者を採用しないよう本年4月27日に要請したところであり、これらの法人への緑資源機構及び林野庁退職者の再就職自粛を継続する。
- ② I種採用職員の勧奨退職年齢を3歳以上引き上げることを目標とするという政府方針の実現に取り組む。
また、専門スタッフ職について、政府で導入されることとなった場合には積極的に活用する方向で取り組むことにより、退職年齢のさらなる引き上げを図る。
- ③ 林野庁所管のその他の公益法人の長について、林野庁退職者が就任することを固定化させない。

V 入札改革と監視の強化

[基本的な考え方]

一般競争入札への切り替えを行った上で、監視の強化、コンプライアンスの徹底、情報公開の一層の推進をはじめとする入札方式の改善等の談合防止策を徹底する。

[措置の内容]

1 緑資源機構（及び承継法人）における取組

(1) 入札方式の改善

① 競争性の適切な確保

- ア 平成19年4月以降、災害復旧対応等緊急やむを得ない場合又は少額の場合を除き、すべて一般競争入札を実施（指名競争入札は廃止）
- イ 低価格入札防止のため、低入札価格調査や入札ボンドを積極的に導入
- ウ 違約金条項の厳格な運用（なお、現状の10%を引き続き維持）

② 透明性の確保

- ア 総合評価方式の積極的拡大
- イ 電子入札を平成20年度より本格導入
- ウ 不落随意契約を原則廃止

③ 情報公開と体制強化

- ア 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に係る契約・入札情報及び随意契約（少額の随意契約を除く。）の入札結果をホームページにより公開
- イ 本部の森林業務部門と経理部門及び地方建設部の執行体制の一部について、組織の再編を実施
- ウ インターネットを利用した一層の情報公開の推進等を通じた業務の明確化
- エ 総合評価方式等新たな事務の増大に対応可能な体制を強化

(2) 監視の強化

① 各種チェックの強化

- ア すべての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、工事費内訳書の提出を求め、チェックを強化
- イ 入札談合に関する情報があった場合は、談合情報対応マニュアルによる対応の徹底
- ウ 今後は、入札監視委員会による抜き打ち検査等を行うなど、チェック機能を一層強化

② 入札監視委員会の機能強化

- ア 入札監視委員会によるチェックを引き続き実施
- イ 疑義案件や情報提供案件についてヒアリングを行う等入札監視委員会による事後監視を強化

③ 再就職者在籍法人の監視

- 林野庁及び機構からの再就職者が在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し、公表

(3) コンプライアンスの徹底

① 研修の充実

- ア 職員に対し、コンプライアンス教育や倫理教育を徹底
- イ 談合防止に係る内部規定やマニュアルを整備

② 秘密保持の徹底

- ア 予定価格及び予定価格書の作成根拠となる資料の秘密保持について、さらに徹底
- イ 受注企業との接触について、明確なルールを規定
- ウ ルール違反の通報を受け付ける窓口を設置

③ 相談窓口の設置

職員の法令遵守の推進に資するべく、相談窓口を設置

④ 企業への指導

受注企業に対し、同業他社間における情報交換等に関する規範の設定及び法令遵守の徹底を要請

2 緑資源機構（及び承継法人）に対する監視の強化

(1) 入札段階における監視

- ア 疑義案件や情報提供案件を対象としてより徹底した調査、審議を実施
- イ 入札保留等の措置を弾力的に運用

(2) 事後的なフォローアップ

- ア 入札結果を統計的に分析し、適切な入札や監視体制が機能しているかを定期的にチェック
- イ 再就職者との関係で特定業者に偏っていないかなどをチェック

(3) 組織整備

- ア 上記監視及び分析を効率的・効果的に行うための入札監視体制を整備・強化
- イ 本省（本庁）のみならず、地方局においても、監視・分析を確實に実施するための体制を整備

(4) 入札制度や入札の実施

監督機関及び緑資源機構（及び承継法人）の幹部レベルや担当者レベルでの日頃の情報交換を活発化し、お互いの無関心や黙認を防止

3 林野庁における発注業務に係る入札改革の取組

(1) 発注

- ア 一般競争入札への切り替えを実施
- イ 違約金条項の厳格な運用（なお、現状の10%を引き続き維持）

(2) 監督機関として自ら行う発注業務

更に姿勢を正す観点から以下について重点的に取組

① 情報公開

- ア 現在の公表・閲覧型からホームページ掲載型への切替を速やかに推進
- イ 入札情報のみならず入札監視の取組状況に至るまで幅広い事項について公表

② 体制強化

工事等の品質確保を図りつつ一般競争入札を実施するため、総合評価等の新たな事務量の増大に対応するための体制を強化

③ 入札監視委員会の機能強化

- ア 入札監視委員会の監視等による契約事務の適正化をより徹底
- イ 監視や分析等の新たな事務量の増大に対応するための体制を強化

④ コンプライアンスの徹底

- ア 職員における法令遵守の徹底を図るため、事業担当部局以外の部局に、コンプライアンスの徹底に対応するための体制を整備（談合防止に関する専門的知見を有する有識者の参画を要請）

イ この体制において、

- ・ 事業を発注する地方支分部局（森林管理局等）の巡回点検、抜き打ち監査
- ・ 談合に係る通報窓口の設置・運用
- ・ 経理担当及び事業担当職員向けコンプライアンス研修の新設・拡充
- ・ マニュアル整備

等を実施

⑤ 再就職者在籍法人の監視

林野庁からの再就職者の在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し公表

4 フォローアップ

1から3までに掲げた再発防止策の実施状況については、継続的にフォローアップを実施。

関連資料2

平成19年6月15日
緑資源機構談合等の再発防止
のための第三者委員会

論点・課題の整理について

注 この論点・課題の整理は、これまでの本委員会において述べられた意見及び提出された資料を踏まえ、談合等の再発防止策の策定に関する論点・課題をまとめたものであり、農林水産省に対し、次回委員会までに所要の検討を求めるものである。

【検討の前提】

- ① 緑資源機構の組織について、6月1日に赤城農林水産大臣から廃止の方向で検討との指示が出されたので、当委員会としては、それを前提として所要の検討を進めることとなる。
- ② 本件は、発注者が関与した典型的な官製談合であり、入札について発注手続等の適正化を図るだけでは防ぎきれない問題であるため、再発防止のためには事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しが必要である。
- ③ 農水省は、本委員会での審議を求める以上、上記の点を踏まえ、緑資源機構、受注法人、林野庁の事業のやり方、人事システム、組織のあり方の見直しについて包括的な基本姿勢を明確にする必要がある。
- ④ なお、その際、次の諸点に留意することが必要である。
 - ・ 過去に策定された各種談合再発防止策を参考として、本事案の対策として必要なものを整理集約し、検討の素材とすることが有益である。
 - ・ 本件の事実関係については検察当局の捜査等による解明を待たなければならぬが、同じ問題を抱える他省庁への強い刺激とするためにも、起訴事実が真実であるとして再発防止策を検討する必要がある。
 - ・ いわゆる「天下り」が官製談合を生む構造になっていたという認識をもち、その構造まで踏み込んだ対策を講ずることが必要である。
 - ・ 一般競争入札への移行後も、入札制度の健全な運営が維持されるよう、適切な措置を講じていくことが必要である。

【緑資源機構】

- ① 談合を日常的に繰り返していた組織については、根本論に立ち返って、組織のあり方を見直すべきである。
- ② 再就職者の在籍する組織が受注業者として談合を行うという構図が再現されないよう、緑資源幹線林道事業のみならず緑資源機構の他の事業についても長期的に注意深く監視すべきである。
- ③ 入札調書等に現れた要注意シグナルが見過ごされた背景を分析し、対策を

検討すべきである。

- ④ 機構内部や機構・林野庁間の閉鎖性を打破するための対策を検討すべきである。
- ⑤ 機構の今後のあり方については、現行事業の必要性を十分に検討すべきである。なお、その際、機構や機構職員の知識・経験を生かす点にも配慮する必要がある。
- ⑥ 官製談合があれば発注費が一般競争入札に比べて割高になるとの指摘があることから、これまでの機構への補助金額は過大との認識を持ち、予算についての検討を行うべきである。

【受注法人】

- ① 談合に深く関わった公益法人は、設立許可の取消しを行うなど厳しく対処する必要がある。
- ② 租税の減免を受ける公益法人が、公益事業として民間営利企業と入札で競争することの妥当性には疑問があり、そもそも公正競争が成り立たないから、のような公益事業は整理されるべきである。
- ③ 発注者又はその監督官庁から受注法人に対する「天下り」は、競争入札の健全な運営が損なわれる可能性を否定できず、のような再就職のあり方を根本的に再検討すべきである。

【林野庁】

- ① 国有林野事業の一部を独立行政法人に移管することなどについて「22年度末までに検討する」とされているが、このことは今回の事案の処理とどのような関連を持つのかを明らかにする必要がある。
- ② 監督庁である林野庁が今回の談合事案を防止できなかった背景について分析し、独立行政法人との関係を含め、その組織・人事・事業のあり方の検討に役立てることが必要である。
- ③ 本件は、機構の事業についての入札談合という面のみならず、林野行政に対する国民の信頼を著しく損なった事案であり、農水省としても、国民の信頼回復のために何が必要かを、明らかにすべきである。
- ④ なお、その際、次の点に留意すべきである。
 - ・ 再就職者の在籍する企業への発注、一般競争入札以外の発注方法の有無などについて、調査・公表を行うべきである。
 - ・ 過去に類似の官製談合が発生していたにもかかわらず同様の事件が起こったことへの厳しい反省の上に立ち、徹底した監視態勢を確立すべきである。

「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」 委員名簿

座長 大森 政輔 弁護士(元内閣法制局長官)

座長代理 矢部 丈太郎 実践女子大学教授(元公正取引委員会事務総長)

井出 隆雄 ジャーナリスト

大西 隆 東京大学先端科学研究所センター教授

清水 勇男 弁護士(元最高検察庁検事)

(参考)

「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の審議状況

第1回 (5月18日) ○ 状況の報告(事務局説明)

○ 各委員からの資料要求及び意見

○ 今後の検討の進め方

第2回 (5月31日) ○ 各委員からの意見(フリーディスカッション)

第3回 (6月15日) ○ 論点・課題の整理

第4回 (6月26日) ○ 検討課題についての事務局の対応方策(事務局説明)

○ 上記に関する質疑・議論

第5回 (7月13日) ○ 中間とりまとめに向けた議論

第6回 (7月26日) ○ 中間とりまとめに向けた議論